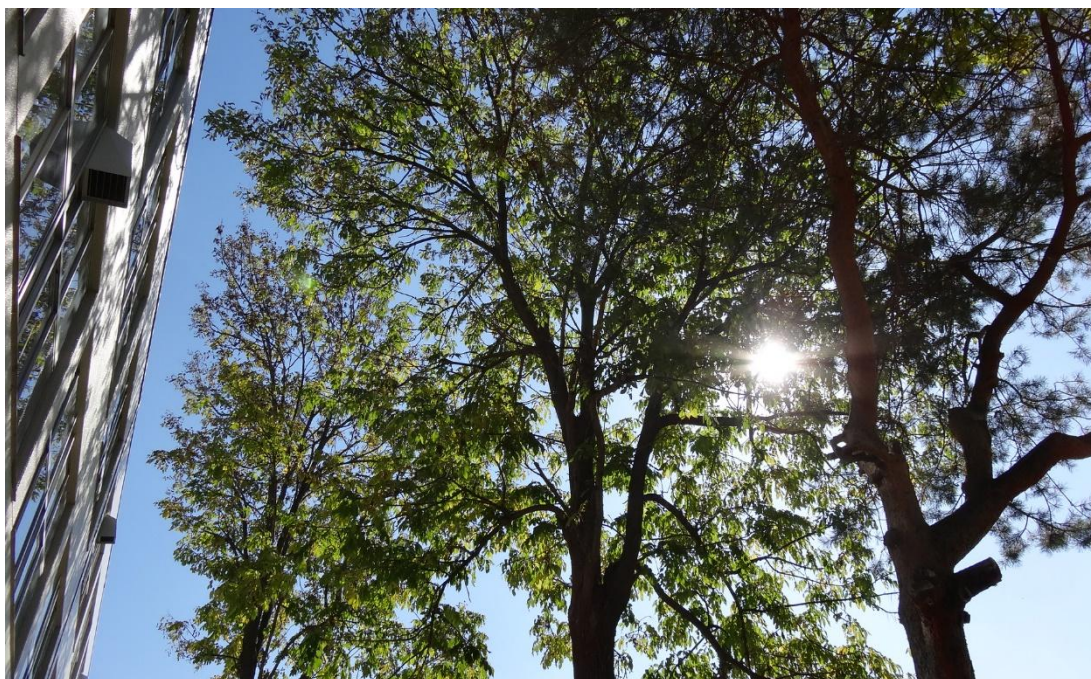


旭川市立神居中学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

【目次】

はじめに	・・・	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの定義等	・・・	2
(1)「いじめ」等の定義		
(2)いじめの内容	・・・	3
(3)いじめの要因		
(4)いじめの解消	・・・	4
(5)いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	・・・	5
1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置		
(1)学校いじめ対策組織の構成		
(2)学校いじめ対策組織の役割	・・・	6
4 いじめ防止の取組		
(1)いじめについての共通理解		
(2)いじめに向かわない態度・能力の育成		
(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意		
(4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	・・・	7
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
6 いじめへの迅速かつ適切な対応		
(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(2)いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	・・・	8
(3)いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言		
(4)いじめが起きた集団への働きかけ		
(5)性に関わる事案への対応	・・・	9
(6)関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応		
7 いじめの解消		
8 いじめの重大事態への対応		
9 いじめ防止等に関する機関、保護者との連携	・・・	10
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対応、保護者との連携		
11 <別紙> いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	・・・	11
12-1 神居中学校いじめ防止プログラム	・・・	12
12-2 早期発見、事案対応マニュアル	・・・	14
12-3 いじめ発見・見守りチェックシート	・・・	15
第3章 その他の留意事項	・・・	16
1 学校評価を踏まえた取組の改善		
2 校内研修の充実		
3 校務の効率化		
4 地域や家庭との連携		
資料① 主な相談窓口	・・・	17
資料② いじめ事案対応フロー	・・・	18
資料③ 重大事態への対応フロー	・・・	19
資料④ 不登校重大事態に係る対応フロー	・・・	20
資料⑤ いじめ等に関する相談対応フロー	・・・	21

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「北海道いじめ防止基本方針」、「旭川市いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

旭川市いじめ防止基本方針における「いじめの防止等の対策に関する基本理念」

旭川市においては、法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義等

(1) 「いじめ」等の定義

旭川市いじめ防止対策推進条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた生徒の主観を重視した定義としています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(4) 市立学校

旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。

(5) 生徒

学校に在籍する又は生徒をいう。

(6) 保護者

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(7) 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

旭川市いじめ防止基本方針において、「学校」とは、条例第2条に規定する市立学校をいいます。 ※19頁第3章2(7)及び(8)を除く。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める必要がある。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という）で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ生徒」、大規模な震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重す

る態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標

令和6年度（3月末現在）のいじめの認知件数は48件で、「冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われる」が多く、「パソコンや携帯電話で誹謗・中傷や嫌なことをされる」もありました。学校いじめ対策組織のもと、早期発見とともに組織的な対処・経過観察に努めています。

「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した生徒は97%となっており、道徳教育を中心とした全ての教育活動により、「いじめは絶対に許されないこと」への認識を100%にまで高めていく必要があります。依然として「許される」「わからない」と回答する生徒がいることから、今後もすべての教育活動を通して、「いじめ根絶に向けて」組織的に取り組んでいきます。

今年度も「いじめはいつでも誰にでも起こることである」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体でつくり未然防止に努めます。また、常に生徒の様子を教職員全体で共有して積極的な認知を徹底し、認知した場合は早期解決（解消率100%）に向けて、学校いじめ対策組織を中心に組織的に解消に向けて取り組みます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、生徒会が主体となって次の取組を行っています。

○学校いじめ防止基本方針の説明

（全校集会 学校いじめ防止基本方針生徒版 その他配布物を活用）

○いじめ相談窓口の周知（全校集会 学校いじめ防止基本方針生徒版 活用）

○いじめ根絶宣言（全校集会）

生徒会が中心となって、どのようなことが「いじめ」になるのか、全校生徒にアンケートをとり、具体例をパワーポイントで説明をするなど、いじめ根絶に向けた意識を、全校で意識を高めています。

○生活・学習 Act サミット参加

旭川市中学校連盟開催の夏季研修会において、市内の中学校の生徒会、教育関係者、弁護士、医師、臨床心理士、人権擁護委員、警察などの専門家の助言をいただきながらよりよい生活のあり方について協議しています。

○小中連携「いじめ根絶標語」募集と審査表彰

神居小、富沢小、台場小の会と連携し、いじめ根絶に向けた標語に取り組み、各校より提出された標語を審査します。また、標語については、廊下に掲示し、いじめ根絶に向けて日常的に意識を高めています。

3 学校いじめ対策組織の設置

（1）学校いじめ対策組織の構成

①メンバー

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任（学年生徒指導担当）、学級担任、養護教諭、生徒会担当者、特別支援コーディネーター、道徳推進教師、部活動担当者
- ・スクールカウンセラー、スクールサポーター、サポートセンター等
- ・生徒の代表（年間計画の作成や実施、いじめ防止の取組の実施など）
- ・保護者の代表、学校運営協議会委員

②いじめ対策チーム（中核となるメンバー 毎週木曜日に定例開催）

メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、コーディネーター、養護教諭

・報告窓口（いじめ対策推進リーダー）：主幹教諭（生徒指導主事） ※不在時は教頭

・集約担当（いじめ対策推進リーダー）：主幹教諭（生徒指導主事） ※不在時は教頭

・記録担当（いじめ対策推進リーダー）：主幹教諭（生徒指導主事） ※不在時は教頭

※対応の状況（5W1Hを時系列で）、取組の検証改善、データベース化 ※5年保管

※複数の学校が関係する事案への対応について、他校及び市教委との連携の窓口は教頭（不在時は主幹教諭）とする。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめの情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う
- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う
- ・「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する

4 いじめ防止の取組

学校は、生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

○教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。

○生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。（人権教育プログラムの実施 ※CAP プログラム）

○幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

○ いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックリストやストレスチェックの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、組織的に対応します。いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめを受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守

り等を行う。

○いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。

○いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。

○インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

○いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

○いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。

○家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。

○いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。

○いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。

○いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。

○状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

○いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

○事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に

対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

【参照】

12-2 早期発見、事案対処マニュアル

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

【参照】

資料② いじめ事案対応フロー

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していること（最低でも3ヶ月以上）や、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

- 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- 学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告する。
- 学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。
- 市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処する。

【参照】

資料③ 重大事態への対応フロー

資料④ 不登校重大事態に係る対応フロー

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）、民間の相談機関等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。
- 学期に1回、「学校いじめ対策組織会議」にスクールカウンセラーが出席する。

【参照】

資料⑤ いじめ等に関する相談対応フロー

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

1 1 観察ポイント（保護者用）

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をするようになる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立神居中学校

電話 0166-61-7261

12-1 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案対処マニュアルや対応フロー等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットバトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、年間を通じて、随時いじめ対策チームを中心に会議を開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○教育委員会主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○第1回いじめアンケートについて	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者の環流報告 ○教育相談
生徒	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○ストレスチェックの実施① ○情報モラル等に係る学習	○いじめアンケート調査① ○ストレスチェックの実施② ○生徒主体の未然防止の取組 ○中連生活部6月研への参加
家庭・地域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・ネット上のいじめ防止等に関する協力要請 ○基本方針のHP公開	○学校運営協議会 ・基本方針等の説明	○警察と連携した非行防止教室の実施

	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○教育委員会主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 ・「生徒指導研究協議会」参加者からの環流報告 ○第2回いじめアンケートについて
生徒	○生活・学習 Act サミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・SC、子どもホットライン - 子ども相談支援センター	○生活・学習 Act サミットを受けた - 取り組みの実施 ・いじめ根絶集会	○情報モラル等に係る学習
家庭・地域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取り組み状況 ・夏季休業中の生活について	○教育委員会主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校運営協議会 ・前期のいじめ防止等に関する取り組みの説明

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等
生徒	○いじめ根絶集会 ○いじめ根絶標語審査 ○「生命（いのち）の安全教育等の人権教育に関する学習」 ○ストレスチェックの実施③	○いじめアンケート調査② ○ストレスチェックの実施④ ○生徒主体の未然防止の取組	○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・SC，子どもホットライン - 子ども相談支援センター
家庭・地域			○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取り組み状況 ・冬季休業中の生活について

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○第3回いじめアンケートについて	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育委員会主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指導等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者の環流報告
生徒	○いじめ根絶集会 ○ストレスチェックの実施⑤	○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェックの実施⑥	○相談窓口の理解 ・SC，子どもホットライン - 子ども相談支援センター
家庭・地域		○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

12-2 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の児童生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

12-3 いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔 〕
- ☐ 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。……………〔 〕
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

生徒氏名

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- ☐ 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- ☐ 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

第3章 その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、教職員・生徒・保護者をはじめ、学校運営協議会を活用するなどして、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めのPTA総会や参観日、保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

【資料①】

主な相談窓口

◆旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744 （いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 （ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供ＳＯＳダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立神居中学校

電話 0166-61-7261

【資料②】

いじめ事案対応フロー



【資料③】

重大事態への対処フロー

【学 校】重大事態の発生

※該当する疑いがある事案を把握した場合は、教育委員会に速やかに相談

【重大事態発生への報告】

- (1)学校から教育委員会へ
- (2)教育委員会から市長へ
- (3)教育委員会から北海道教育委員会を通じて国へ

【調査主体の判断】

○教育委員会が事案の特性や経緯等により判断

【学 校】

調査組織

※学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織や学校が立ち上げた第三者委員会による調査

【教育委員会】

調査組織

※教育委員会の附属機関による調査

【調査の実施】

○質問紙や聴取り等による調査

【調査結果の情報提供・報告】

- (1)教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供
- (2)教育委員会から市長への報告

【必要に応じた再調査の実施】

○市長が必要と判断するときは、再調査を実施
※市長の附属機関による再調査

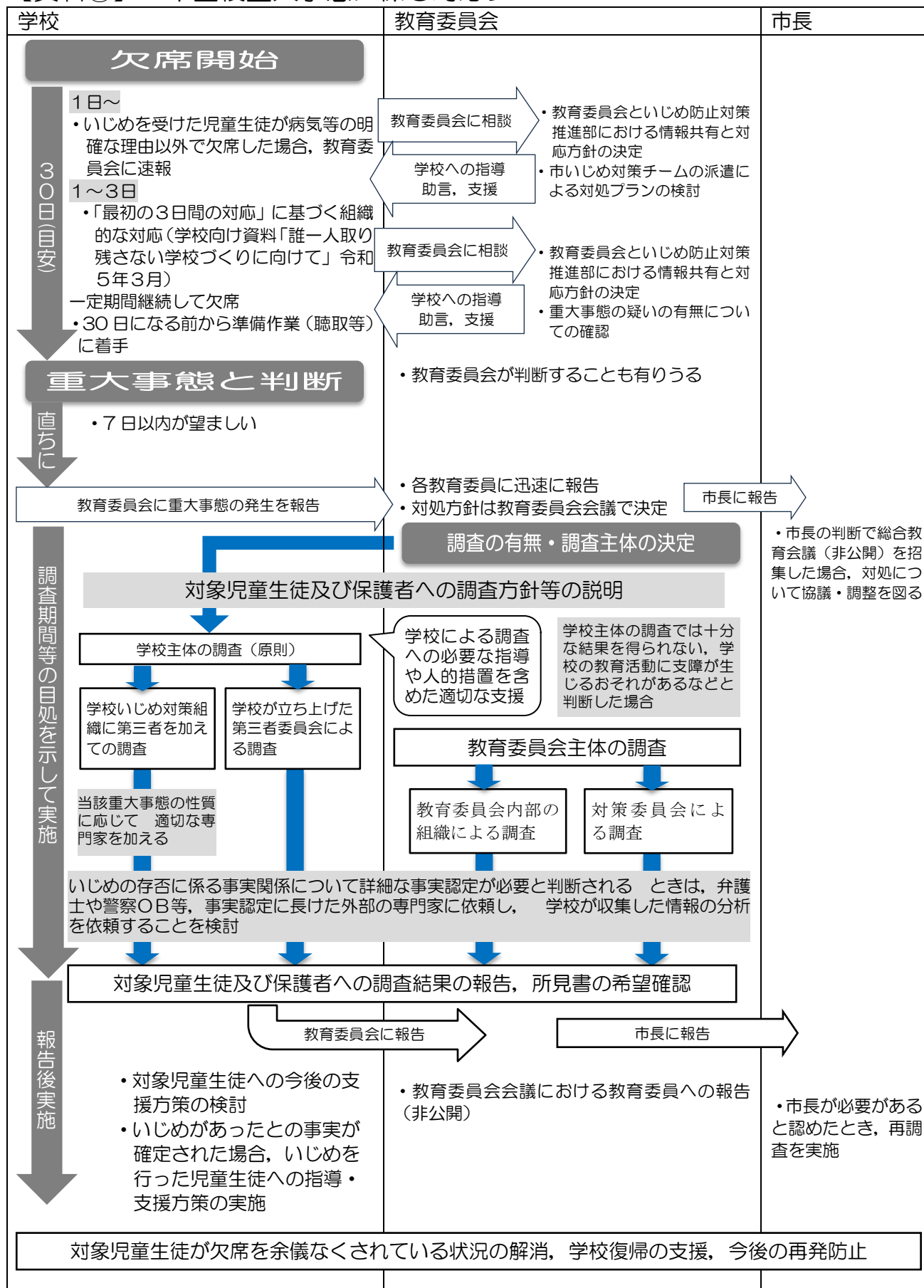
【再調査結果の情報提供・報告】

- (1)いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供
- (2)市長から市議会への報告

【調査結果を踏まえた対応】

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

【資料④】 不登校重大事態に係る対応フロー



相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口（いじめ防止対策推進部）

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

旭川市いじめ対策会議（いじめ防止対策推進部，教育委員会）

- 学校への確認内容や支援，指導助言の方針・内容等の検討（警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応）

旭川市いじめ対策組織会議の開催

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
 - ・相談者への対応状況
 - ・いじめ対策組織会議の開催状況
 - ・いじめ認知の判断
 - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
- ・再発防止に向けた取組の実施状況

関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- いじめ防止対策推進部，教育委員会・学校との連携の検討

いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言

相談者の了承を得て，いじめ防止対策推進部や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

学 校

【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は，相談者の話を傾聴するとともに，いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→（学級担任等）→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成，役割分担等

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や，周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（警察，子ども総合相談センター，旭川児童相談所等）
- いじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

※12-2に掲載

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について，市が関係機関及び団体等との連携を行う

令和7年度 学校・教育委員会におけるいじめ対策に係る取組

学校（◎は新規取組）				教育委員会（◎は新規取組）				いじめ防止対策推進部＋教育委員会				
取組項目			令和6年度内		1 学期		2 学期			3 学期		備考
基本方針等	A1	学校いじめ防止基本方針の改定	点検・見直しに係る通知	改定・公表	【通年】法，条例，市基本方針，学校基本方針等に基づくいじめの防止等の対策の徹底							
	A2	性的ないじめ事案等への対処強化	◎危機対応マニュアルの作成・通知	◎【通年】危機対応マニュアルに基づく対応の徹底								
組織体制	B1	いじめ対策推進リーダーの配置		【通年】担任等からのいじめに関する情報の日常的な確認及び管理職への報告，いじめ対処プランの策定及び実行等								
	B2	教育委員会によるいじめに係る学校訪問（マネジメントシートによる検証と改善）	実施通知	検証と改善 全校学校訪問 【随時】いじめ対策コーディネーターによる対処プランの策定や報告作成等の支援，関係児童生徒の見守り等の支援，学校からの要請に基づくいじめに関する校内研修の講師等	検証と改善 検証と改善							
未然防止	C1	人権教育に係る学習（生命（いのち）の安全教育等）		実施通知	生命（いのち）の安全教育，いじめから人権を守る教育，ＳＮＳの適切な利用に係る学習の実施							教育課程への位置付け（各学年1単位時間）
	C2	包括的性教育に係る取組	◎性に関する指導資料の作成・配付	◎国際セクシュアリティ教育ガイダンスの8つのキーコンセプトの要素を踏まえた取組の推進								
	C3	CAPあさひかわによる人権教育プログラム（小学校第3学年）		実施通知・日程調整	小学校第3学年児童，教職員，保護者等を対象とした人権教育プログラムの実施（教職員と保護者等を対象としたプログラムは市P連ブロック単位で実施）							教育課程への位置付け（2単位時間）
	C4	人権擁護委員協議会による人権教室（中学校第1学年）		実施通知・日程調整	中学校第1学年生徒を対象とした人権教室の実施							教育課程への位置付け（1単位時間）
	C5	警察と連携したＳＮＳ等のトラブルに係る非行防止教室の開催		実施通知・日程調整	非行防止教室の開催							教育課程への位置付け（1単位時間）
	C6	動画教材等を活用した情報モラル等の学習	◎学習の体系表等の作成・通知	◎学習の実施		◎学習の実施					教育課程への位置付け（2単位時間）	
	C7	いじめ・非行防止強調月間		実施通知	いじめ・非行防止強調月間の取組	好事例の収集及び提供	いじめ・非行防止強調月間の取組	児童会・生徒会チャンネルを介した各学校の取組の共有				
	C8	児童生徒が主体となった取組		生活・学習Actサミット いじめ防止集会等の児童生徒が主体となった取組								
	C9	教職員の専門性向上に向けた研修		【通年】いじめ対策に係る教職員の専門性向上に向けた校内研修，ミニ研修の実施 教頭研 いじめ防止対策研（◎聴取方法） 初任研 中堅研 生徒指導研究協議会 主幹教諭研 いじめ防止対策研								
早期発見	D1	定期的なストレスチェック いじめアンケート調査及び教育相談 いじめ関連の調査	実施通知	問題行動等調査	取組状況調査① ストレスチェック① アンケート調査① 対応状況調査①	教育相談 ストレスチェック② 対応状況調査②	取組状況調査② ストレスチェック③ アンケート調査② 対応状況調査③	教育相談 ストレスチェック④ アンケート調査③ ストレスチェック⑤ アンケート調査③ 教育相談 ストレスチェック⑥				
	D2	学校いじめ対策組織会議の開催		【通年】事案把握時における対策チーム会議の随時開催，定例学校いじめ対策組織会議の月1回以上の開催，学期1回のスクールカウンセラーの参加								
事案への対処	E	いじめ(疑いを含む)事案の全件報告	報告様式の精査，修正等	実施通知	【定期報告】様式Aによりいじめ（疑いを含む）事案を全て報告，様式B（自動入力）によりいじめ事案の対応状況を報告 【週1回定例・旭川市いじめ対策会議】学校から報告のあったいじめ（疑いを含む）事案について精査 【随時】旭川市いじめ対策会議において策定した対処方針等を踏まえ，学校に指導助言，支援							
困難ケースへの対処	F	困難ケースへの対処	困難ケースの分類の見直し		【随時】困難ケースに該当するいじめ事案を把握次第，速報し，認知後24時間以内に様式Cにより報告 → 以降，毎週の対応状況を様式Cにより報告 【随時・ケース検討会議】学校から報告のあった困難ケースについて，情報を共有し，市の対応方針を決定 → 必要に応じ，学校に緊急支援チームを派遣し，情報共有と対処プラン等の検討 【随時】学校の対処プラン等を踏まえ，学校に指導助言，支援 【週1回定例・旭川市いじめ対策会議】学校から様式Cにより報告のあった困難ケースへの対応状況について，情報を共有し，必要に応じ，学校に指導助言，支援							
重大事態への対処	G	重大事態への対処			法令やガイドラインに基づく適切な判断と速やかな報告，被害児童生徒や保護者に寄り添う担当者の配置 等 調査主体の判断，学校への指導助言，支援 等 専門職による被害児童生徒及び保護者への支援 等							
その他	H1	進学時及び進級時における引継ぎ 進学時等における解消の確認	通知	引継ぎや解消確認	【通年】引継ぎを踏まえた適切な支援の実施，解消を確認した事案の報告							
	H2	端末を活用したいじめ相談		【通年】委託業者による専用アプリ等を活用したいじめ相談対応の取組								